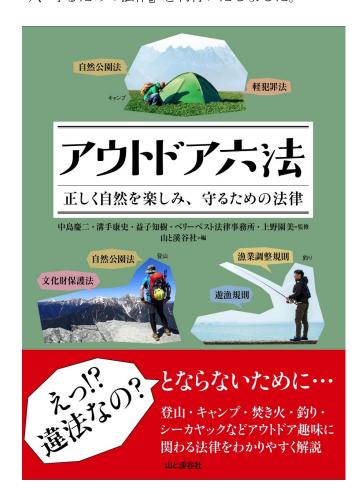


各位

2023 年 3 月 14 日 株式会社 山と溪谷社 https://www.yamakei.co.jp/

「テント場・キャンプ場以外でテントを張るのって違法なの?」知っているようで意外と知らないアウトドアに関する法律を分かりやすく解説した『アウトドア六法』が刊行しました!

インプレスグループで山岳・自然分野のメディア事業を手がける株式会社山と溪谷社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:二宮宏文)は、2023年3月14日、『アウトドア六法 正しく自然を楽しみ、守るための法律』を刊行いたしました。



昔から楽しまれてきた登山や釣り、近年人気のキャンプや SUP など、自然のなかで行なうさまざまなアウトドアアクティビティ。野外に出て日常から開放されると、なんでも自由にできるような気分にさせてくれます。

しかし、何でも自由にできるかというとそうではありません。アウトドアに関わってくる法令だけでもかなりの数があり、それぞれ守る必要があります。しかし、法令によって「自然や生き物を守るため」「事故を起こさないためのルールを定めたもの」など目的が異なるため、規制内容もさまざまです。さらに、管轄する省庁も異なり、それに加えて自治体の条例による規制も加わります。

本書では、そういった法律を分かりやすく紹介するため、いろいろな工夫をしています。

# 「制限されること」指定地域外でのテントの設営、動植物の採集、焚き火、自 転車などの乗り入れ、ペットの放し飼い、道標などの設置など(自然公園内の 規制は一律ではなく、細かな地域指定と規制が行為ごとに決まっている)

国立公園や国定公園、都道府県立自然公園が対象。各公園内を「特別保護地 区」と「特別地域」、「普通地域」に区分しており、前2者は風景や環境の保護 のために規制対象となる各種の行為は事前に許可を受ける必要がある。自然公 園でアクティビティをする場合は、これらのエリアの範囲を把握しておきたい。 それ以外の「善涌地域」での一般的なアクティビティは、規制の対象行為とな らないことがほとんどだ。

自然公園法



▽雪山登山や岩登りなど愛好者の少ないアクティビティでは、特別保護地区や 特別地域内であってもテントの設営が黙認されていることが多い(テントの設 営は、厳密には自然公園法の規制対象行為の「工作物の新築」に該当する)。 ☑自然公園内で動植物の採集をしたいなら、「特別保護地区」と「特別地域」 の範囲を各自然公園の区域図で、採集禁止の指定種は環境省生物多様性センタ ーの「自然環境調査 Web-GIS」のウェブサイトで事前に確認しよう。 □自然公園法では、特別保護地区以外の特別地域内での焚き火は禁止されてい ないが、原則として土地所有者の許可が必要。ただし黙認される場合もある。 ▽自然公園内への自転車やスノーモービルなどの車馬乗り入れの規制範囲は、 各自然公園で決まっている。詳しくはウェブサイトで確認しよう。

国立・国定公園名 規制行為

※「国立・国定公園」のキーワードには、出かける国立・国定公園を入れて検索しよう

# 山で行うアクティビティにかかわる法律や 条例概論

ひとくちに山と言っても、その場所が自然公園に指定されているのか、国有 林なのか、私有林なのかなどによって関係する法律が変わってくる。まずは、 自分の行きたいフィールドがどんな場所なのかを事前に調べておくことが大切 だ。さらに、その場所ではどのような行為が規制されているのかも確認してお

ここでは山で遊ぶときに中心に関わってくる次の5つの法令について解説す

①自然公園法、②文化財保護法、③森林法、④軽犯罪法、⑤条例

まず、フィールドが自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)内 であれば、優れた自然の風景地の保護と利用について定めた自然公園法の規制 がかかることになる。学術上貴重な動植物、地質・鉱物が多い場所なら、文化 財保護法により名勝や天然記念物、天然保護区域として保護されている場合が ある。人の手が加わっていない自然環境が残るエリアは、自然環境保全法によ り規制がかかる地域が指定されている場合がある。

また、森林の中でアクティビティを行う場合は、森林の保続培養と森林生産 力の増進を図る森林法が関わってくる。その森林が不法侵入を禁止する軽犯罪 法の対象となることもあるので注意が必要だ。さらに、場所によって環境やそ こに棲む生き物は異なってくるため、それぞれの場所に合わせて、地方公共団 体が条例による規制を定めている場合がある。このように山でのアクティビテ ィには数種類の法律が複雑に関わっていることを知っておこう。



ハヶ岳中信高原国定公園。自然公園法だけでなく、長野県 や山梨県の条例などの規制もかかる

22

クティビティを禁止していたり、 野生動物を保護するものなど、 様々なものがある。フィールド に出かける前には、各自治体の ウェブサイトで禁止行為や立入 禁止エリアについてチェックし

とくに条例は、バーベキュー

やキャンプなどのアウトドアア

① フィールド別に章分けし、場所ごとに関わってくるさまざまな法律を解説

ておきたい。

この本では、少しでも分かりやすくするために、フィールド別に「山」「川・湖沼」「海」「都市近郊・公園」の4章 に分け、それぞれの場所に関係する法令の解説をしています。加えて、どうしても発生してしまう「事故」に関す る法令を別の章として設置しました。

# 河原・河川敷でのキャンプ・焚き火など を行うときに気をつけたい法律など

国民共有の財産である河川は、誰でも自由に利用することができ、水泳、ボートなどは、原則として自由にできる。しかし、河川敷や河原の管理者が禁止すれば、河川敷などでのキャンプ、バーバキュー、焚き火などを行なうことはできない。山岳地帯の沢では、キャンプや焚き火が禁止されていないことが多いが、都会近郊の河川敷では禁止されていることが多い。また自治体によっては条例で禁止エリアを定めているところもあるので注意が必要だ。とくに最近は、河川敷での火事や水嫌事故の多発、ゴミの放置などが目立つため、規制を課す自治体が増えてきている。河川でのアクティビティを計画する場合は、事前に目的地の条例をチェックしてみよう。

また、警察庁によると 2021 年の水難事故による死者・行方不明者は 744 人で、このうち河川・湖沼池の死者・行方不明者は 306 人 (41.1%) となっている。河川財団のウェブサイトにある「全国の水難事故マップ」では、2003 ~ 2021 年の 19 年間に発生した水難事故、2994 件の概要と事故発生地点を調べることができる。こちらも川や湖沼でのアクティビティの際は、確認しておこう。水や緑に囲まれた河原は、多くの人が訪れる人気のアウトドアフィールドだが、一部のユーザーによるモラルのない行動も目立ってきている。これ以上アクティビティが禁止されるエリアを増やさないためにも下記のマナーを熟知しておこう。

①ゴミは燃やさずに必ず持ち帰る、②焚き火可能な河川敷でも直火ではなく焚き火台を使う、③川に入るときはライフジャケットを着用する、④天気が崩れ



で早めに避難する、⑤花火や 大騒ぎをして周りに迷惑をか けない。

法律や条例で規制されておらず、河川敷の管理者の許可 認があればキャンプやバーベキューなどができる

74

# ② さらに「登山」「釣り」「キャンプ・焚き火」などアクティビティ別にも法令を解説

各章の中でも、さらにそれぞれのアクティビティごとに関係してくる法律をまとめています。例えば、第2章では「登山・ハイキング・トレイルラン」「クライミング・ボルダリング」「キャンプ・焚き火」「バックカントリースキー・スノーボード」「オフロード自動車・オフロードバイク・MTB・スノーモービル」「その他の山のアクティビティ」に分けて解説。

# てきた。どうして?

### A. 道路交通法違反に該当する可能性があるためです。

Q2. 河口の橋の上で釣りをしていたらパトカーがやっ

#### 【法律に違反する場合】

河口部や港湾内などでは、橋の上か ら釣りをしている人を見かけること があります。橋の欄干にズラリとリ ール竿が立てかけられている、なん てことも……

しかし、こうした行為は実は違法 に当たる可能性が高いのです。どん な法律に抵触するのかと言えば、ズ バリ、道路交通法。公道上の橋から の釣りは、同法に示される「禁止行 為」に含まれるものと考えられます。 以下、ケース別に見ていきましょう。

たとえば、橋の欄干や竿立てを利 用した投げ釣り、ぶっこみ釣りな どの場合、第76条3にある「何人 も、交通の妨害となるような方法で



交通量の多い公道上で、キャストを繰り返したり すれば通行の邪魔になることは明白。事故の原

物件をみだりに道路に置いてはなら ない」との規定に抵触します。また、 ルアー釣りや探り釣りなど橋上に立 って行う釣り方の場合も、第76条4 の二に禁止行為として示される「道 路において、交通の妨害となるよう な方法で寝そべり、すわり、しやが み、又は立ちどまっていること」と いう条文に抵触する可能性がありま す。なお、罰則については、前者 (第76条3違反) が3月以下の懲役 または5万円以下の罰金、後者(第 76条4の二違反)では5万円以下の 罰金と定められています。

橋上からの釣りの禁止は海に限ら ず、ダムや河川などの淡水域でも同 様。また、水辺に接した公道上での 釣りも同じような理由で道交法違反 と見なされる場合があります。

もしオモリや釣り針、ルアーなど が誤って歩行者や車両を直撃すれば、 大きな怪我や事故に繋がりかねず、 過失傷害罪に問われた上、民事訴訟 で莫大な賠償金を請求されることも 十分考えられます。公道上に限らず、 往来の激しいエリアでは、とくに周 囲への配慮を忘れないよう心がけま

### Q3. 釣った魚を締めるためにナイフを持っていると、 捕まることがあるの?

#### A. 基本的には大丈夫ですが、携帯の仕方に注意が必 要です。

釣り人の楽しみのひとつ。とくに海 釣りでは、鮮度を保つために釣り場 で魚を締めることは広く行われてい ます。魚を締める方法はいろいろあ りますが、ナイフや包丁などの刃物 を利用する人は少なくありません。 とはいえ、刃物の取り扱い次第では 違法と見なされる可能性があります。 関係する法律は、銃砲刀剣類所持等 取締法(銃刀法)と軽犯罪法の2つ です。

前者は刃体の長さが6cmを超え る刃物の所持を「業務その他正当な 理由による場合」を除いて禁じてお り (第22条)、違反者は2年以下の 懲役又は30万円以下の罰金に処さ れます。焦点は、果たして「正当な 理由」に釣りが含まれるか否か。結 論を言えば、釣りは「正当な理由」 と基本的には考えられています。し かし、「どのように持ち遅んでいる か」によっては違法と判断されかね ません。

他方、軽犯罪法第1条2号は正当 な理由なく凶器になる得るものを隠 し持つことを禁じています。十得ナ

釣った魚を美味しく食べることも、 イフやハサミ、ギャフなども状況次 第では凶器とみなされ得ます。

> これらを釣り以外の目的で携帯し ているとの疑念を生まないために、 個別にケースに収納した上で、釣り 道具を入れたタックルボックスやク ーラーボックスに入れて持ち運ぶの をオススメします。車で移動する際 にも、決してグローブボックスやダ ッシュボードなどには置かず、釣り 道具と一緒にリアの車載スペースに 置くようにしましょう。衣服のボケ ットに入れっぱなしにしたり、常時 車載するのも NG。釣りから帰った らすぐに車外に降ろすように。こう しておけば、釣りの行き帰りの道中 で警察に職務質問された際にも安心



89

# ③ アクティビティ中に「これって違法なの?」と疑問に思うようなものはQ&Aで分かりやすく解説!

「テン場以外でテントを張るのって違法なの?」「河口の橋の上で釣りをしていたらパトカーがやってきた。ど うして?」など、アクティビティ中にふと思い浮かぶような疑問は、Q&A として詳細まで分かりやすく解説してい ます。

# 【目次】

88

正しい情報の探し方

第1章 アウトドアアクティビティにかかわる法律や条例 知っておくべき法律や条例

第2章 山で行うアクティビティにかかわる法律や条例 山で行うアクティビティにかかわる法律概論 登山・ハイキング・トレイルラン クライミング・ボルダリング キャンプ・焚き火 バックカントリースキー・スノーボード オフロード自動車・オフロードバイク・MTB・スノーモービルなど その他の山のアクティビティ

第3章 川や湖沼で行うアクティビティにかかわる法律や条例 川や湖沼で行うアクティビティにかかわる法律や条例概論 釣り カヌー・SUP・ボートなど

キャンプ・焚き火 川や湖でのその他のアクティビティ

第4章 海で行うアクティビティにかかわる法律や条例 海で行うアクティビティにかかわる法律概論 釣り

磯遊び・潮干狩り

スクーバダイビング・シュノーケリング サーフィン・シーカヤック・SUP・ボートなど 水上オートバイ・モーターボートなど キャンプ・焚き火・バーベキュー その他の海のアクティビティ

第5章 都市近郊・公園で行うアクティビティにかかわる法律 都市近郊・公園で行うアクティビティにかかわる法律概論 キャンプ・焚き火・バーベキュー 山菜採り・キノコ採り

第6章 アクティビティ中の事故にかかわる法律 アクティビティ中の事故に関する法律の総合解説 アクティビティ中の事故に関する Q&A

# 【コラム】

- 自分の命の危険を回避するために仲間を見殺しにしたら罪に問われるの?
- ・法律に違反している人を見つけたらどうすればいいの?
- ・無料法律相談を利用してみよう!

# 【商品詳細】

書名:アウトドア六法 正しく自然を楽しみ、守るための法律

編集:山と溪谷社

定価:1,980円(本体 1,800円+税 10%)

発売日:2023 年 3 月 14 日 仕様:A5 判・本文 128 ページ

https://www.yamakei.co.jp/products/2822500490.html

### 【監修者プロフィール】

●中島慶二(なかじま・けいじ)

江戸川大学社会学部現代社会学科教授・国立公園研究所長。国立公園や自然遺産など自然保護と地域づくりの現場で環境省レンジャーとして長く実務に携わる。その経験をもとに、法律制定や予算新設など全国的な制度改正にも携わり、ワシントン条約やラムサール条約に基づく国際協力、全国の鳥獣被害対策など、自然環境行政の最前線で現実の課題と向き合っている。著書に『日本の国立公園』(自然公園財団)ほか

# ●溝手康史(みぞて・やすふみ)

1955 年生まれ。東京大学法学部卒業。弁護士。国や自治体の第三者検証委員、裁判調停委員、国立登山研修所専門調査委員、日本山岳サーチ・アンド・レスキュー研究機構理事など。登山歴として、ポベーダ (7439m)、アクタシ(7016m)、フリーガ II 峰(カナダ・バフィン島)など。著者に『登山の法律学』(東京新聞出版局)『山岳事故の法的責任』(ブイツーソリューション)『登山者のための法律入門』(山と溪谷社)ほか

●益子知樹(ましこ・ともき)

元茨城県農林水産部次長兼漁政課長。茨城県庁入庁以来、一貫して水産業に関する業務に携わる。現在は、これまでの経験を生かし、水産関係のコンサルタントとして活動を行っている。趣味はフライフィッシング。 監修に『いきもの六法』(山と溪谷社)

## ●ベリーベスト法律事務所

全国に 63 拠点に事務所を展開し、390 名を超える弁護士、610 名以上の事務所スタッフを擁する総合法律事務所。企業法務や個人法務、刑事弁護に至るまで、ほぼ全ての分野を取り扱っており、個人から大企業に至る全国のクライアントに対して、専門性が高く、コストパフォーマンスに優れた法律サービスを提供することで、あらゆる面でトップクラスの法律事務所となることを目指す(数字は 2022 年 12 月末現在)

# ●上野園美(うえの・そのみ)

近年、日本で最も多いと言ってよいほど、ダイビング事故訴訟を担当している弁護士。"現場を見たい"との思いから自身もダイバーになり、より現実を知る立場から、ダイビングを知らない裁判官へ伝えるために問題提起を続けている。共著に『事例解説 介護事故における注意義務と責任』『事例解説 保育事故における注意義務と責任』『事例解説 以ハビリ事故における注意義務と責任』(いずれも新日本法規)がある

# 【山と溪谷社】 https://www.yamakei.co.jp/

1930年創業。月刊誌『山と溪谷』を中心に、国内外で山岳・自然科学・アウトドア等の分野で出版活動を展開。 さらに、自然、環境、ライフスタイル、健康の分野で多くの出版物を展開しています。

# 【インプレスグループ】 https://www.impressholdings.com/

株式会社インプレスホールディングス(本社:東京都千代田区、代表取締役:松本大輔、証券コード:東証スタンダード市場9479)を持株会社とするメディアグループ。「IT」「音楽」「デザイン」「山岳・自然」「航空・鉄道」「モバイルサービス」「学術・理工学」を主要テーマに専門性の高いメディア&サービスおよびソリューション事業を展開しています。さらに、コンテンツビジネスのプラットフォーム開発・運営も手がけています。

以上

# 【本件に関するお問合せ先】

株式会社山と溪谷社 担当:平野

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング

TEL03-6744-1900 E-mail: info@yamakei.co.jp

https://www.yamakei.co.jp/